

# 麻薬取扱者免許について③ (継続手続き・手続き(その他)・ よくある問合せ)

東京都保健医療局 健康安全部  
薬務課 薬事免許担当

1

麻薬取扱者免許について パート3

このコンテンツでは、継続手続き、手続き(その他)、よくある問合せについて、説明します。

## 目次

- 1 麻薬取扱者免許証の継続手続き
- 2 麻薬関係手続き（その他）
- 3 よくあるお問い合わせ

2

パート3では、「1 麻薬取扱者免許証の継続手続き」から「3 よくあるお問い合わせ」について、説明します。

## 継続申請・返納届の流れ

(時期については変更になる場合があります。案内文をよく確認してください。)

	大規模医療機関 医師会加入医療機関	その他の医療機関 動物診療施設
7月	継続・年間届の案内	
8月		継続・年間届の案内
9月	継続申請提出	
10月		継続申請提出
11月		
12月	免許証交付(上旬)	免許証交付(中旬)
1月	返納届提出	

3

まず、継続申請・返納届の流れについて説明します。

免許の有効期間は最大3年間ですが、免許の有効期間が切れる年になりましたら、毎年お送りする年間届に加え、免許継続の案内文書を7月から8月頃に、主な業務所として登録している各医療機関に送付します。

翌年以降も免許を継続する場合は、9月から10月頃に、継続申請書の提出をお願いします。

継続申請を行った方の新しい免許証を12月に交付し、12月末まで有効な免許証は、有効期間を過ぎた後の1月になりましたら、返納届により薬務課に返納していただきます。

また、9月末時点で所有している麻薬の数量を報告する年間届を、10月1日以降に提出していただきます。

## 1 麻薬取扱者免許証の継続手続き

麻薬取扱者免許証には有効期限があります。

※継続手続きをせずに麻薬を施用してしまうと無免許施用となってしまいます。

### ①継続申請

- 有効期間満了の年の7月～8月末に継続申請のご案内をお送りします。（地区医師会加入の場合は医師会を通じてお知らせします）
- 医師会加入の場合は、医師会が設定した提出期限までに、それ以外の診療施設はお送りする案内に従って申請してください。
- 7月以降に異動してきた方は、各診療施設で麻薬施用者免許証の有効期限を確認し、継続申請してください。  
**（注）麻薬管理者は異動できません！！**

4

## 1 麻薬取扱者免許証の継続手続き

継続手続きをせずに麻薬を施用してしまうと無免許施用となってしまいますので、ご注意ください。

継続される場合は、案内文書の内容に沿って、忘れずに申請をお願いします。

また、継続申請をする際に、免許の記載事項に変更がある場合、変更事項によって必要書類が変わってきます。

継続の際にご案内する文書を確認の上、申請してください。

申請が漏れてしまう例として、継続の申請時期に異動した対象者の申請が、異動前と異動後どちらの診療施設でも申請されていないというものがあります。継続申請の案内を7月以降、順次発送していますので、7月以降に新たに異動してきた方は、各診療施設で麻薬施用者免許証の有効期間を確認し、継続申請をしてください。

必要に応じて、異動前後の診療施設間で継続申請の有無の確認を確実に行っていただくようお願いいたします。

## ② 継続免許証の交付

- 新しい免許証を12月から順次交付します。  
※新しい免許証交付後、記載内容に変更が生じた場合は、12月までの免許証と1月からの免許証の記載事項変更が必要です。

## ③ 有効期間が満了した免許証の返納

- 有効期間の満了した免許証の裏面「返納届」に必要事項を記入の上、返納してください。

<提出期間>

毎年1月1日～1月15日の間（郵送提出可）

5

継続免許証の交付については、スライドのとおりです。  
新しい免許証交付後、記載内容に変更が生じた場合は、12月までの免許証と1月からの免許証の記載事項変更が必要となりますので、ご注意ください。

次に免許証の返納についてです。

有効期間が満了した免許証を返納する際には、麻薬免許証の裏面の返納届に必要な事項を記載の上、提出して下さい。

提出期間は1月15日までとなっています。

また、業務廃止届と返納届どちらに書いたらいいのかという質問を受けます。

継続申請を行い新しい免許を取得した方が、前の免許証を返す場合は、返納届になります。

この場合以外は、業務廃止届となります。

## 2 麻薬関係手続き（その他）

### ①申請者の欠格条項について

・欠格条項に該当する場合は、  
通常の申請書類以外にも必要書類がありますので、  
**申請前にご相談ください。**

●事例

- ・麻薬及び向精神薬取締法違反（無免許施用）
- ・道路交通法違反（スピード違反）による罰金刑（通称：赤切符）

×欠格条項に該当しない・・・反則金（通称：青切符）

#### 注意事項

申請書にあらかじめ「なし」と印刷した様式を使用している場合は、**該当の有無について必ず本人に確認してください。**

6

## 2 麻薬関係手続き（その他）

①申請者の欠格条項についてです。

該当になった場合は、申請する前に一度お電話でご相談ください。

該当事項の内容や時期によっては、そもそも該当しなかったり、別途書類を用意いただく場合があります。

また、欠格条項に該当した場合、免許交付までに通常より時間がかかります。

## ②麻薬施用者の退職時の注意事項

医師本人に手続きを依頼した場合

⇒ その後本人が手続きをせず、継続申請時に  
手続不備が発覚！

⇒ 麻薬免許証の記載内容と実態とが合わない状態



法違反につながる

医師本人や異動予定の診療施設との連絡  
調整をお願いします。

7

②麻薬施用者の退職時の注意事項について説明します。

申請が遅れ、麻薬免許証の記載内容と実態とが合わない状態から、法違反につながるケースがあります。

くり返しになりますが、改めて医師本人や異動予定の診療施設との連絡調整を行い、手続きもれのないようにお願いします。

### 3 よくあるお問い合わせ

Q1 私が勤務している診療所(A診療所)では、麻薬施用者の免許を取得しているのは、私だけです。

当院は院外処方のため、麻薬の保管はしていません。

このたび、都内の別の病院(B病院)で既に麻薬施用者免許を取得している医師が非常勤で当院にも勤務することになりました。

この場合、どのような手続きが必要ですか？

8

### 3 よくある問い合わせ

Q1 私が勤務している診療所(A診療所)では、麻薬施用者の免許を取得しているのは、私だけです。

当院は院外処方のため、麻薬の保管はしていません。

このたび、都内の別の病院(B病院)で既に麻薬施用者免許を取得している医師が非常勤で当院にも勤務することになりました。

この場合、どのような手続きが必要ですか？



## A1

- ① 非常勤医師がA診療所で麻薬を施用するのであれば、A診療所の麻薬管理者の申請が必要です。

麻薬の保管をするか否かにかかわらず、**2名以上(※)**の麻薬施用者が麻薬を施用する麻薬業務所には、麻薬管理者を設置しなければなりません。

※ 主たる業務所であるか従施設であるかにかかわらず、2人目の施用者が勤務する場合には、管理者免許の申請が必要です。

- ② 非常勤医師がA診療所で麻薬を施用するのであれば、A診療所を従施設として追加する手続きが必要です。

麻薬管理者設置後、非常勤医師の麻薬施用者免許証に、A診療所を従施設として追加する記載事項変更届の提出をお願いします。

## A1

- ① A診療所の麻薬管理者の申請が必要です。

麻薬の保管をするか否かにかかわらず、2名以上の麻薬施用者が麻薬を施用する麻薬業務所には、麻薬管理者を設置しなければなりません。

主たる業務所であるか従施設であるかにかかわらず、2人目の施用者が麻薬を施用する場合には、管理者免許の申請が必要です。

- ② A診療所を従施設として追加する手続きが必要です。

麻薬管理者設置後、非常勤の医師の麻薬施用者免許証に、A診療所を従施設として追加する、記載事項変更届の提出をお願いします。

Q2 4月1日に法人化(移転)することになりました。

現在、当院には麻薬施用者が複数いるため  
管理者を設置しています。

また、麻薬も保管しており、在庫は引き続き  
使用する予定です。

どのような手続が必要ですか？

法人化する場合、個人で開設していた病院又は診  
療所を一度閉院して、法人として新たに開設する  
ことになります。  
法人化だけでなく、診療所を移転する場合も手続  
きは同じです。  
法人化、移転の際に手続きがもれてしまうケー  
スがありますので、注意してください。



10

こちらの質問は、開設者を法人化する場合の手続に関する質問です。

Q2

4月1日に法人化(移転)することになりました。

現在、当院には麻薬施用者が複数いるため管理者を設置しています。

また、麻薬も保管しており、在庫は引き続き使用する予定です。

どのような手続が必要ですか？

**A2** 管理者免許の申請は事前に、その他の手続は法人化(移転)後に行ってください。

■ 法人化(移転)する前【開設のおよそ2週間前まで】

① 麻薬管理者免許申請書 + 添付書類等

※ 保健所等に提出予定の開設届(写)を添付してください。  
副本が届き次第、薬事免許担当にFAXしてください。

管理者免許は  
新たに取直し

■ 法人化(移転)した後【開設から15日以内に】

① 麻薬管理者業務廃止届 + 麻薬管理者免許証(原本)

② 麻薬所有届

③ 麻薬譲渡届

④ 麻薬帳簿

※ 法人化(移転)前の在庫の最終の状況が確認できるもの

⑤ 麻薬施用者免許証記載事項変更届 + 免許証(原本)

※ 法人化しても、名称・所在地に変更が生じない場合は不要

施用者免許  
は変更届

11

A2

管理者免許の申請は事前に、その他の手続は法人化(移転)後に行ってください。

病院又は診療所を一度廃止するので、麻薬そのものに関する手続は、先ほどお話しした麻薬の取扱いをやめる場合と同じです。

異なるのは、麻薬免許に関する手続についてです。

麻薬管理者免許については、麻薬業務所ごとに設置するので、新設した診療所で免許の取り直しが必要です。

麻薬施用者免許については、基本的には記載事項変更届が必要です。

ただし、法人化しても、業務所の名称に法人名などがつかず、個人開設のときと施設名称、所在地に変更がなければ、届出は不要です。

管理者の免許申請については、窓口申請の場合で、開設のおよそ2から3週間前までに行ってください。

施用者免許の記載事項変更届と麻薬に関する手続については、法人化後15日以内に行ってください。

それぞれ、タイミングが異なりますので、ご注意ください。

### ■ 「麻薬等取扱者のページ」

都内で麻薬等を業務上取り扱う方向けのページです。  
東京都からのお知らせ、各種手引き等を掲載しています。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

**検索サイトで「東京都 麻薬取扱者」と検索してください。**

### ■ 「申請様式ダウンロードサービス」

麻薬取扱者免許関係の様式を掲載しています。

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki\\_down/m\\_menkyo/index.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo/index.html)

**検索サイトで「東京都保健医療局 申請 ダウンロード」と検索してください。**

12

申請様式はホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

麻薬、麻薬取扱者免許証等について不明な点がありましたら、早めにお問合せください。



## お問合せ先

東京都保健医療局 健康安全部  
薬務課 薬事免許担当  
☎03-5320-4503（直通）

13

最後に、みなさまへのお願いです。

書類をお持ちいただく際には、記入漏れがないか、不備がないかを十分にご確認いただいた上でお待ちしておりますよう、ご協力をお願いします。

麻薬取扱者免許について パート3の説明は以上で終了です。